2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　遺族の順位若しくは遺族がないこと及び当該死亡した者の相続人であることを証するに足る市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）による証明書、戸籍抄本若しくは戸籍謄本又は除籍抄本若しくは除籍謄本

二　当該給付の支払を受けるべきであつた者でその支払を受けなかつたものの死亡を証する市町村長による証明書、戸籍抄本若しくは戸籍謄本又は除籍抄本若しくは除籍謄本

三　その他必要な書類

第百十二条中「（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長。以下同じ。）」を削る。

第百二十条第一項第八号中「（昭和三十三年法律第百二十八号）」を削り、同項第十二号中「預金口座の口座番号（以下「預金口座番号」という。）」を「預金口座番号」に改める。

第百三十四条第二項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　組合員又は組合員であつた者が法第七十八条第一項第一号に規定する組合員期間等のうち組合員期間以外の期間を有するときは、当該期間に係る管掌機関の確認を受けた別紙様式第二十九号による年金加入期間確認通知書

第百六十二条の九を削る。

第百六十二条の八第一項中「（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条において同じ。）」を削り、第四章第三節中同条を第百六十二条の九とする。

第百六十二条の七を第百六十二条の八とする。

第百六十二条の六第一項中「（法第百七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項中「なつたとき」の下に「（他の組合（国の組合を含む。）の組合員であるとき又は他の組合の離婚時みなし組合員期間若しくは被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者若しくは国家公務員共済組合法第九十三条の十第二項ただし書に規定する離婚時みなし組合員期間若しくは同法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間を有する者となつたときを含む。）」を加え、同条を第百六十二条の七とする。

第百六十二条の五の次に次の一条を加える。

（離婚時みなし組合員期間を有する者の届出等）

第百六十二条の六　離婚時みなし組合員期間を有する者（組合員期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する届書を組合に提出しなければならない。

2　離婚時みなし組合員期間を有する者が死亡した場合には、当該離婚時みなし組合員期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項を記載した死亡届書を組合に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該離婚時みなし組合員期間を有する者であつた者に係る長期給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一　離婚時みなし組合員期間を有する者であつた者の氏名、生年月日及び住所

二　死亡年月日

三　その他必要な事項

3　組合は、離婚時みなし組合員期間を有する者又は前項に規定する遺族若しくは相続人に対し、第一項に規定する届書又は前項に規定する死亡届書に記載された事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第四章第三節に次の二条を加える。

（被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者の届出等）

第百六十二条の十　被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者（組合員期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する届書を組合に提出しなければならない。

2　被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者が死亡した場合には、当該被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者であつた者の遺族又は相続人は、次に掲げる事項を記載した死亡届書を組合に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者であつた者に係る長期給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一　被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者であつた者の氏名、生年月日及び住所

二　死亡年月日

三　その他必要な事項

3　組合は、被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者又は前項に規定する遺族若しくは相続人に対し、第一項に規定する届書又は前項に規定する死亡届書に記載された事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

（被扶養配偶者みなし組合員原票）

第百六十二条の十一　組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）は、被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者ごとに、被扶養配偶者みなし組合員原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。

一　被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者の氏名、生年月日及び住所

二　被扶養配偶者みなし組合員期間

三　被扶養配偶者みなし組合員期間に係る特定離婚特例適用額（法第百七条の七第五項に規定する特定離婚特例適用額をいう。）

四　その他必要な事項

2　組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）は、被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者が他の組合（国の組合を含む。）の組合員となつたとき（他の組合（国の組合を含む。）の組合員であるとき又は他の組合の離婚時みなし組合員期間若しくは被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者若しくは国家公務員共済組合法第九十三条の十第二項ただし書に規定する離婚時みなし組合員期間若しくは同法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間を有する者となつたときを含む。）は、その者に係る被扶養配偶者みなし組合員原票その他必要な書類を当該他の組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）に送付し、その写しを保管しなければならない。

附則第二条の二第一項及び第二項並びに第三条の二中「三・二パーセント」を「四・一パーセント」に改める。

別紙様式第八号第八号の一の貸借対照表貸方の項中「資本合計」を「純資産合計」に、「負債・資本合計」を「負債・純資産合計」に改める。

別紙様式第十号中

「

みなし組合員期間	昭和 平成	年	月	日	昭和 平成	年	月	日		

」を